

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月30日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造 同 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 同 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド (Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建て 毎月分配型： 200億米ドル（約 2 兆3,800億円）を上限とします。

米ドル建て 年 1 回分配型：200億米ドル（約 2 兆3,800億円）を上限とします。

豪ドル建て 毎月分配型： 200億豪ドル（約 1 兆9,086億円）を上限とします。

豪ドル建て 年 1 回分配型：200億豪ドル（約 1 兆9,086億円）を上限とします。

（注 1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年 4 月 30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1 米ドル = 119.00円および 1 豪ドル = 95.43円によります。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成27年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト－ストラテジック・インカム・ファンド（Nomura Fund Select - Strategic Income Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2015年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	19,586,915	92.73
現金およびその他の資産（負債控除後）		1,536,663	7.27
合計 （純資産総額）		21,123,578 （約2,514百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年4月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝119.00円および1豪ドル＝95.43円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年4月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2014年5月末日	10,229,313	1,217,288,247	10.16	1,209	10.28	1,223	10.16	970	10.41	993
6月末日	11,749,668	1,398,210,492	10.18	1,211	10.33	1,229	10.18	971	10.47	999
7月末日	11,566,704	1,376,437,776	10.10	1,202	10.26	1,221	10.10	964	10.43	995
8月末日	11,888,358	1,414,714,602	10.16	1,209	10.35	1,232	10.16	970	10.54	1,006
9月末日	13,319,873	1,585,064,887	9.99	1,189	10.18	1,211	10.00	954	10.39	992
10月末日	16,919,708	2,013,445,252	10.07	1,198	10.28	1,223	10.08	962	10.52	1,004
11月末日	17,246,541	2,052,338,379	10.04	1,195	10.27	1,222	10.05	959	10.53	1,005
12月末日	17,502,916	2,082,847,004	9.92	1,180	10.17	1,210	9.94	949	10.45	997
2015年1月末日	17,472,867	2,079,271,173	10.02	1,192	10.29	1,225	10.05	959	10.61	1,013
2月末日	19,331,405	2,300,437,195	10.04	1,195	10.33	1,229	10.07	961	10.67	1,018
3月末日	19,741,713	2,349,263,847	10.03	1,194	10.35	1,232	10.06	960	10.71	1,022
4月末日	21,123,578	2,513,705,782	10.04	1,195	10.38	1,235	10.06	960	10.75	1,026

分配の推移

	1口当たり分配金							
	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2014年5月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
6月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
7月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
8月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
9月	0.02	2.38	0.01	1.19	0.04	3.82	0.01	0.95
10月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
11月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
12月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
2015年1月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
2月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
3月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-
4月	0.02	2.38	-	-	0.04	3.82	-	-

設定来累計 (2015年4月末日現在)	0.34	40.46	0.01	1.19	0.68	64.89	0.01	0.95
------------------------	------	-------	------	------	------	-------	------	------

収益率の推移

期間	収益率（注１）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2014年５月１日～ 2015年４月末日	1.98%	2.06%	4.46%	4.57%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年	- 0.10%	- 0.20%	0.20%	0.20%
2014年	1.91%	2.00%	4.41%	4.39%
2015年	2.02%	2.06%	2.82%	2.87%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2015年については４月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

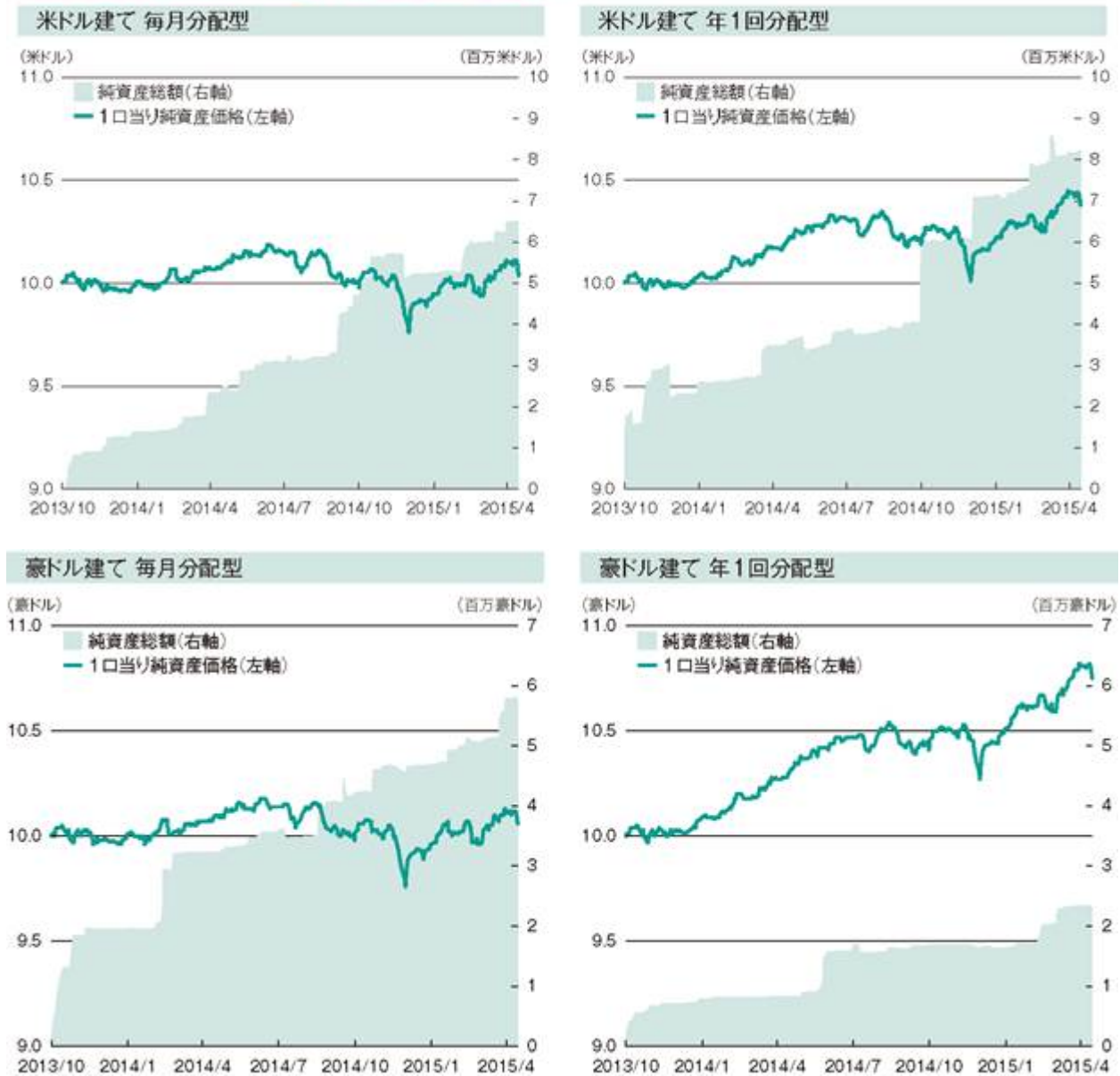
b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2015年4月末日現在)



分配の推移

米ドル建て 毎月分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)

2014年12月	0.02
2015年 1月	0.02
2015年 2月	0.02
2015年 3月	0.02
2015年 4月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	0.34

米ドル建て 年1回分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)

2014年 9月	0.01
設定来累計	0.01

豪ドル建て 毎月分配型(単位:豪ドル、1口当り、課税前)

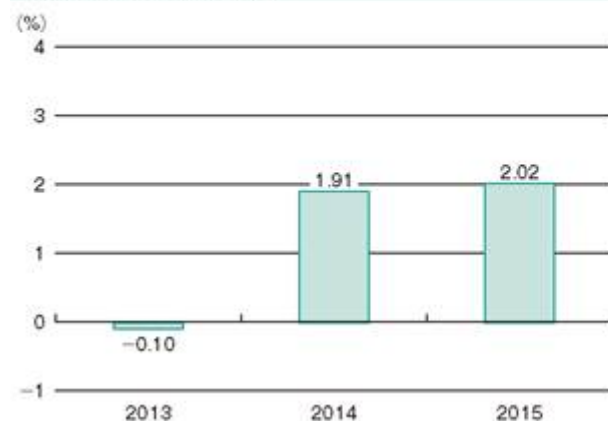
2014年12月	0.04
2015年 1月	0.04
2015年 2月	0.04
2015年 3月	0.04
2015年 4月	0.04
直近1年累計	0.48
設定来累計	0.68

豪ドル建て 年1回分配型(単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2014年 9月	0.01
設定来累計	0.01

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2015年は4月末日まで

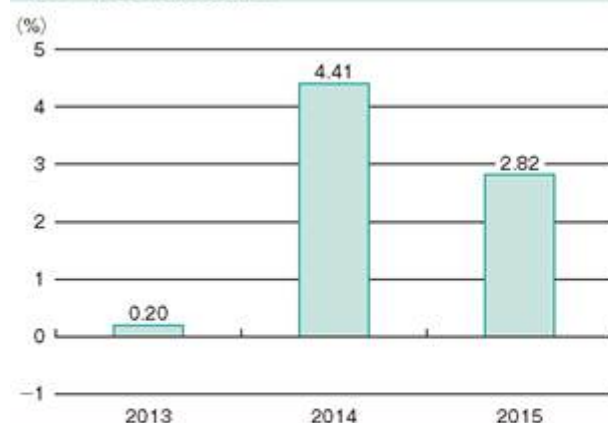
米ドル建て 毎月分配型



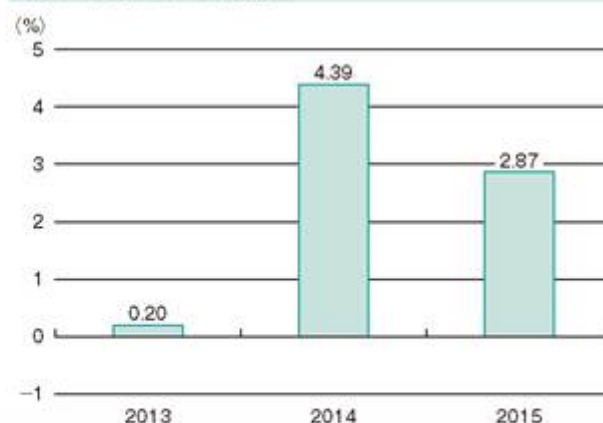
米ドル建て 年1回分配型



豪ドル建て 毎月分配型



豪ドル建て 年1回分配型



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2015年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
486,780 (486,780)	83,500 (83,500)	645,250 (645,250)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
580,350 (580,350)	134,500 (134,500)	789,840 (789,840)

豪ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
294,760 (294,760)	42,000 (42,000)	573,750 (573,750)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
153,360 (153,360)	17,300 (17,300)	216,740 (216,740)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝119.00円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

純資産計算書

2015年3月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 (取得価額 : 18,995,699米ドル)	2	19,171,149	2,281,367
銀行預金		1,131,654	134,667
受益証券の発行に係る未収金		52,504	6,248
設立費	2	65,982	7,852
資産合計		20,421,289	2,430,133
負債			
当座借越		19,480	2,318
為替先渡取引に係る未実現損失	13	54,901	6,533
受益証券買戻未払金		545,952	64,968
未払費用	9	59,243	7,050
負債合計		679,576	80,870
純資産		19,741,713	2,349,264

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドル建て 毎月分配型クラス受益証券 (豪ドル建て)	10.06	509,950 口	5,132,277
豪ドル建て 年1回分配型クラス受益証券 (豪ドル建て)	10.71	216,740 口	2,320,810
米ドル建て 毎月分配型クラス受益証券 (米ドル建て)	10.03	599,250 口	6,012,558
米ドル建て 年1回分配型クラス受益証券 (米ドル建て)	10.35	778,940 口	8,059,593

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

発行済受益証券口数の変動表

2015年3月31日に終了した期間

豪ドル建て 毎月分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	406,250
発行受益証券口数	132,000
買戻受益証券口数	(28,300)
期末現在発行済受益証券口数	509,950

豪ドル建て 年1回分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	161,440
発行受益証券口数	60,100
買戻受益証券口数	(4,800)
期末現在発行済受益証券口数	216,740

米ドル建て 毎月分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	427,350
発行受益証券口数	232,900
買戻受益証券口数	(61,000)
期末現在発行済受益証券口数	599,250

米ドル建て 年1回分配型クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	395,980
発行受益証券口数	460,760
買戻受益証券口数	(77,800)
期末現在発行済受益証券口数	778,940

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

中間財務書類に対する注記

2015年3月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年8月2日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

- () 2018年9月28日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または
- () 払込日から3年経過後、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由（投資対象ファンドの破綻または終了を含むが、これらに限らない。）があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

各クラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については5,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（以下「投資対象ファンド」という。）のクラスF（ヘッジド）ユニット（以下「投資対象ファンド受益証券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドであり、受益証券の販売による手取金の全額を投資対象ファンドに投資する。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資される。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受ける。また、ファンドの投資成果は、以下に記載する為替取引の影響も受けることとなる。

豪ドルクラスの受益証券については、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと（ファンドの表示通貨である）米ドルとの間の為替変動リスクを減少させるために、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約（以下「為替取引」という。）が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスの受益証券に帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ）に帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

豪ドルクラスの受益証券は、為替取引を利用することで、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の費用となる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の利益となることが期待される。

為替取引は定期的に見直されるが、いかなる場合においても、為替取引が豪ドルクラスの受益証券の対米ドルの為替変動リスクを完全に排除するわけではない。

米ドルクラスの受益証券について為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年3月31日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.31458 豪ドル

1 米ドル = 0.93006 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に対する当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.25%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.70%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 未払費用

(米ドル)

投資顧問会社報酬	11,491
代行協会員報酬	32,160
管理事務代行報酬	4,595
保管会社報酬	1,379
受託会社報酬および管理会社報酬	918
現金支出費	459
専門家報酬	8,241
未払費用	<u>59,243</u>

注10 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

米ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎月5日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎年9月5日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なることに注意するべきである。

2015年3月31日に終了した期間に、ファンドは総額155,931米ドルの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、受益証券の購入申込書は、取引締切時間（下記で定義される。）までに受領されなければならない。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、当該クラスの受益証券の口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（以下「取引締切時間」という。）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日まで、あるいは（豪ドルクラスについては）もし6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合はメルボルンの銀行営業日であるその直後のファンド営業日までにされるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に要求する買戻し通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻し通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻し通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻し手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間まで、または（豪ドルクラスの受益証券については）当該6ファンド営業日がメルボルンの銀行休業日であった場合にはその直後のメルボルンの銀行営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限する、または当該買戻請求の受領を停止することができる。とりわけ、投資対象ファンドがその発行する受益証券の買戻しの停止を宣言するか、同種的手段を取ったことにより、ファンドがある買戻日において受領したすべての買戻請求を処理するために必要な受益証券の買戻しを行うことができない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、そのファンド営業日において買い戻される各クラスの受益証券の数を管理会社が決定する数量および方法により制限することがある。

注13 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2015年3月31日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	111,297	米ドル	84,508	2015年4月10日	104
豪ドル	111,411	米ドル	84,508	2015年4月27日	103
豪ドル	13	米ドル	10	2015年4月10日	0
豪ドル	13	米ドル	10	2015年4月27日	0
豪ドル	15	米ドル	11	2015年4月10日	0
豪ドル	15	米ドル	11	2015年4月27日	0
豪ドル	50	米ドル	39	2015年4月10日	(1)
豪ドル	62	米ドル	48	2015年4月10日	(1)
豪ドル	210	米ドル	162	2015年4月10日	(2)
豪ドル	210	米ドル	162	2015年4月27日	(2)
豪ドル	5,003	米ドル	3,838	2015年4月10日	(34)
豪ドル	5,009	米ドル	3,838	2015年4月27日	(34)
豪ドル	12,868	米ドル	10,093	2015年5月11日	(328)
豪ドル	12,858	米ドル	10,093	2015年4月27日	(328)
豪ドル	1,003,240	米ドル	763,192	2015年4月27日	(1,282)
豪ドル	50,351	米ドル	39,622	2015年4月10日	(1,343)
豪ドル	66,225	米ドル	52,113	2015年4月10日	(1,767)
豪ドル	2,498,914	米ドル	1,900,992	2015年4月27日	(3,194)
豪ドル	894,142	米ドル	691,957	2015年4月10日	(12,197)
豪ドル	1,129,848	米ドル	888,279	2015年5月11日	(30,880)
豪ドル	2,461,165	米ドル	1,904,642	2015年4月10日	(33,574)
豪ドル	2,510,551	米ドル	1,973,780	2015年5月11日	(68,617)
米ドル	1,973,780	豪ドル	2,506,388	2015年4月10日	68,331
米ドル	888,279	豪ドル	1,127,974	2015年4月10日	30,752
米ドル	7,940	豪ドル	10,198	2015年4月10日	188
豪ドル	14,329	米ドル	10,892	2015年4月10日	1
豪ドル	14,344	米ドル	10,892	2015年4月27日	1
米ドル	28	豪ドル	36	2015年4月27日	1
米ドル	28	豪ドル	36	2015年5月11日	1
豪ドル	41,693	米ドル	32,495	2015年4月10日	(799)
					(54,901)

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2015年3月31日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ				
投資信託				
1,866,714	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムのクラスF (ヘッジド) ユニッツ	18,995,699	19,171,149	97.11
		18,995,699	19,171,149	97.11
	ルクセンブルグ合計	18,995,699	19,171,149	97.11
投資有価証券合計		18,995,699	19,171,149	97.11

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2015年４月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,615万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、平成27年４月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１ユーロ＝132.29円によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2015年４月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約653億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	25	313,562,224.55 米ドル
		1	39,616,371.62 トルコリラ
		3	31,845,955.01 ユーロ
		13	6,066,321,223 円
		19	167,346,510.59 豪ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

訂正部分を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

ノムラ・ファンド・セレクトは、ケイマン諸島の法律の下で2012年６月８日付基本信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

（後略）

< 訂正後 >

ノムラ・ファンド・セレクトは、ケイマン諸島の法律の下で2012年６月８日付基本信託証書（2015年６月10日付変更証書により変更済）（以下「基本信託証書」といいます。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

（後略）

（２）ファンドの沿革

< 訂正前 >

1998年２月27日	管理会社の設立
2012年６月８日	基本信託証書の締結
2013年８月２日	補遺信託証書の締結
2013年10月17日	ファンドの運用開始（設定日）

< 訂正後 >

1998年２月27日	管理会社の設立
2012年６月８日	基本信託証書の締結
2013年８月２日	補遺信託証書の締結
2013年10月17日	ファンドの運用開始（設定日）
<u>2015年６月10日</u>	<u>基本信託証書の変更証書の締結</u>

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2012年6月8日付で基本信託証書および2013年8月2日付で補遺信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	2012年6月8日付で基本信託証書および2013年8月2日付で補遺信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2013年8月2日に管理会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2013年8月2日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2013年8月2日に管理会社との間で投資顧問契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2013年9月5日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結し、2013年9月5日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2015年3月13日付受益証券販売・買戻変更契約により変更済）（注5）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

（ 後略 ）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2012年6月8日付で基本信託証書および2013年8月2日付で補遺信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	2012年6月8日付で基本信託証書および2013年8月2日付で補遺信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2013年8月2日に管理会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2013年8月2日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2013年8月2日に管理会社との間で投資顧問契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2013年9月5日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年6月1日付で締結された代行協会員契約の変更契約書により変更済）（注4）を締結し、2013年9月5日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2015年3月13日付受益証券販売・買戻変更契約により変更済）（注5）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

（後略）

[次へ](#)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

投資目的および投資方針

(中略)

投資対象ファンド

投資対象ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律の下で設立された共同所有形態の法人格のない契約型投資信託であるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズのサブ・ファンドで、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法のパート 1 に基づき登録され、A I F M Dで言うところのA I Fとしての資格を有しています。投資対象ファンドは、管理会社であるF I L インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）により、その共同所有者の利益のために運用されています。また、投資対象ファンドの投資運用会社は、F I L ファンド・マネジメント・リミテッドです。

(後略)

< 訂正後 >

投資目的および投資方針

(中略)

投資対象ファンド

投資対象ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律の下で設立された共同所有形態の法人格のない契約型投資信託であるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズのサブ・ファンドで、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法のパート 1 に基づき登録され、A I F M Dで言うところのA I Fとしての資格を有しています。投資対象ファンドは、管理会社であるF I L インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）により、その共同所有者の利益のために運用されています。また、投資対象ファンドの投資運用会社は、F I L ファンド・マネジメント・リミテッドです。投資対象ファンドの投資運用会社は、必要に応じて投資対象ファンドのサブ・ファンドに関する助言または投資運用業務および一般管理事務業務を提供する者としてフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーを任命しています。

(後略)

[次へ](#)

3 投資リスク

参考情報

<訂正前>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

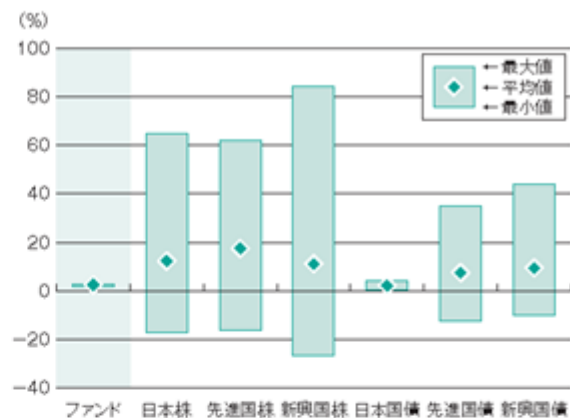


米ドル建て 年1回分配型

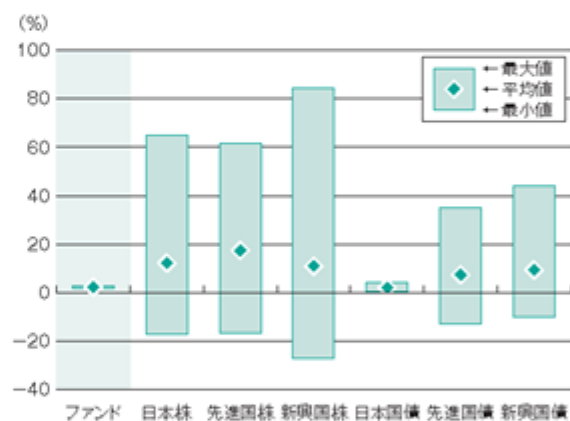


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.7	65.0	61.8	84.4	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	1.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	2.4	12.3	17.5	11.1	2.2	7.5	9.4



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.7	65.0	61.8	84.4	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	2.0	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	2.4	12.3	17.5	11.1	2.2	7.5	9.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

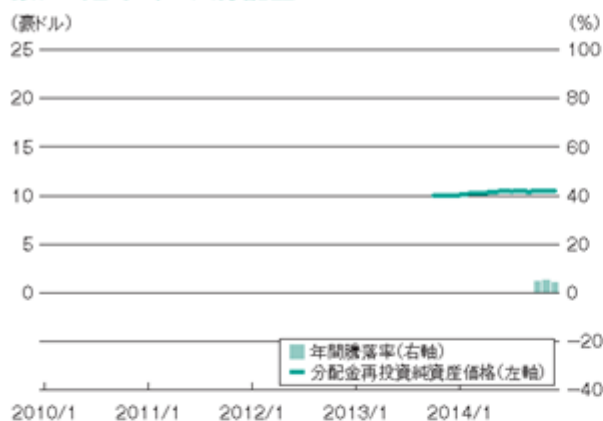
- 代表的な資産クラスについては2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

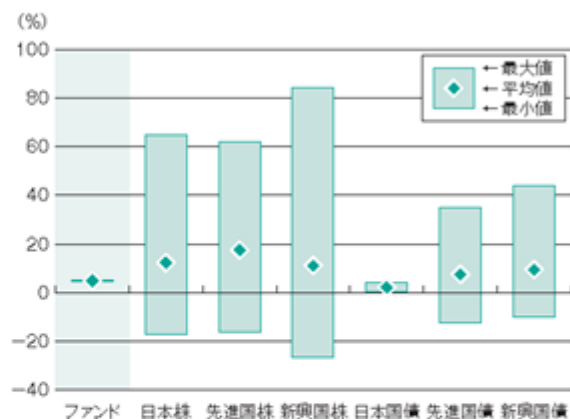


豪ドル建て 年1回分配型

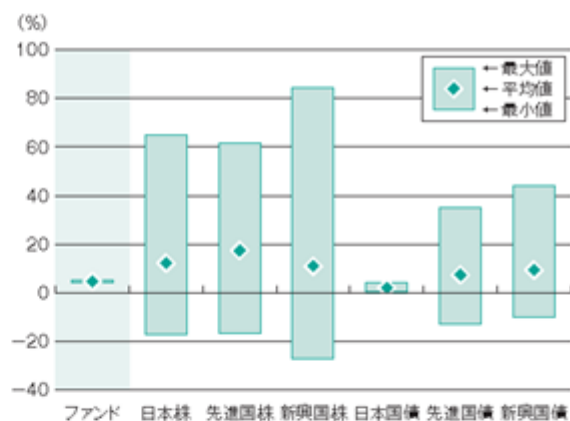


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	5.1	65.0	61.8	84.4	4.3	34.9	44.1
最小値 (%)	4.5	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値 (%)	4.8	12.3	17.5	11.1	2.2	7.5	9.4



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	5.1	65.0	61.8	84.4	4.3	34.9	44.1
最小値 (%)	4.4	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値 (%)	4.8	12.3	17.5	11.1	2.2	7.5	9.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- 年間騰落率は、米ドルクラスについては米ドル建て、豪ドルクラスについては豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

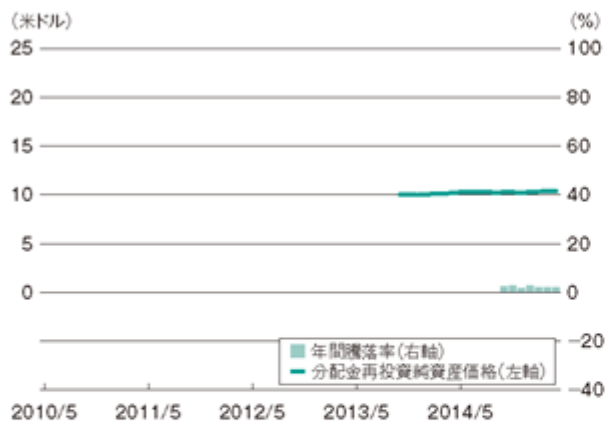
ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

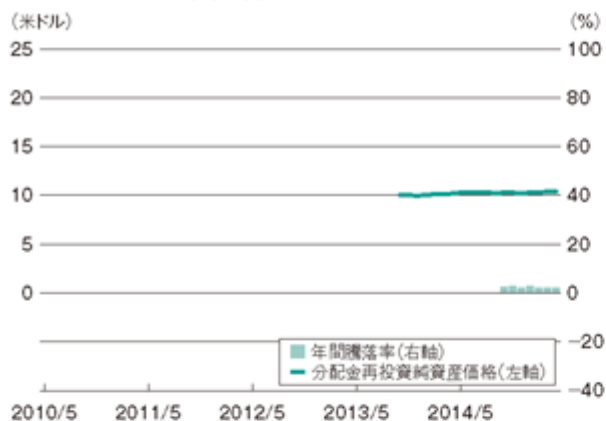
<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

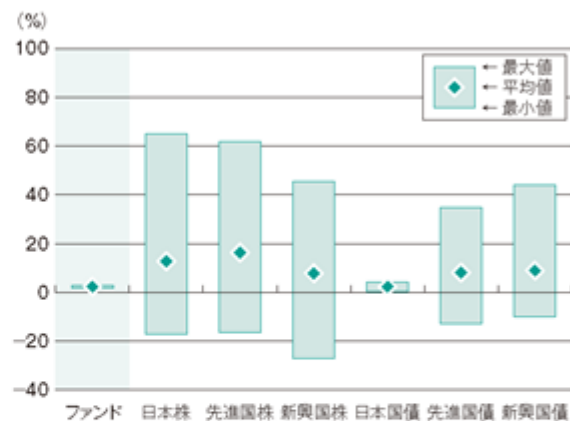


米ドル建て 年1回分配型

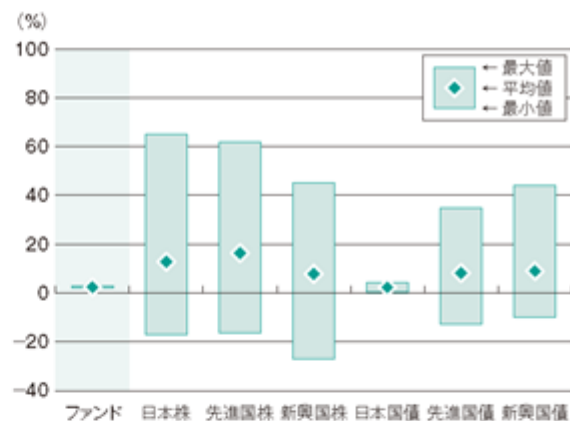


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	1.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	2.3	12.8	16.4	7.9	2.3	8.2	9.0



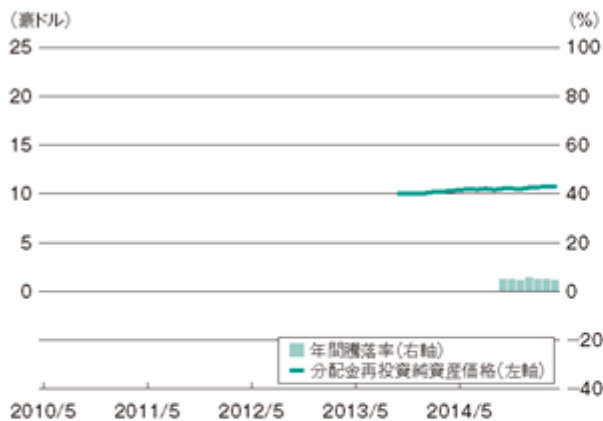
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	2.0	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	2.3	12.8	16.4	7.9	2.3	8.2	9.0

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

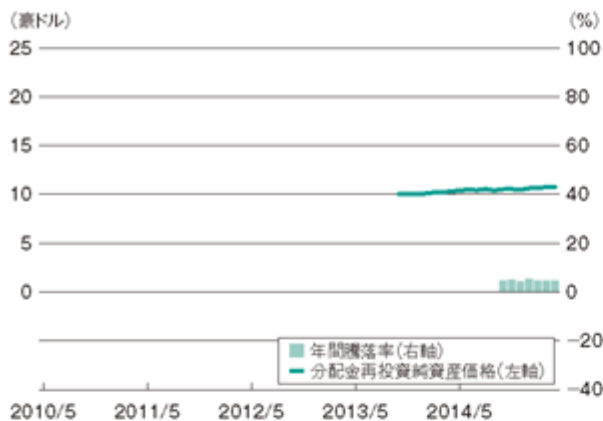
- 代表的な資産クラスについては2010年5月～2015年4月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年5月～2015年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

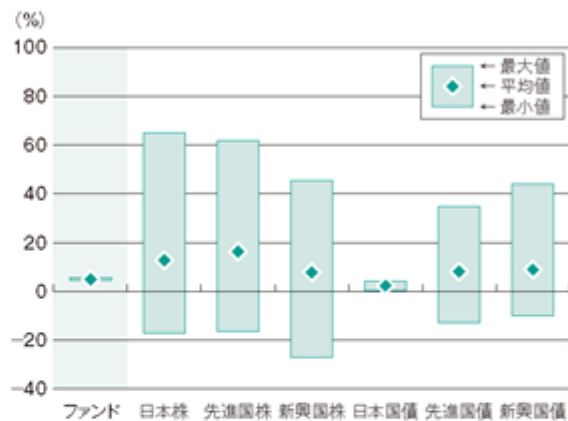


豪ドル建て 年1回分配型

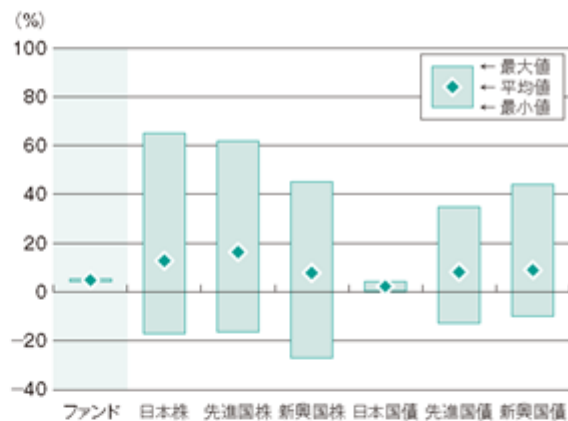


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.5	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	4.5	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	4.9	12.8	16.4	7.9	2.3	8.2	9.0



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.4	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	4.4	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	4.8	12.8	16.4	7.9	2.3	8.2	9.0

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年5月～2015年4月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年5月～2015年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2015年4月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

（ご注意）

- 年間騰落率は、米ドルクラスについては米ドル建て、豪ドルクラスについては豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ／EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

(前略)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等）をいいます。以下、カッコ内において同じです。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(後略)

ケイマン諸島

<訂正前>

(前略)

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

<訂正後>

(前略)

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

ケイマン諸島および米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

ファンドに代わって受託会社は、FATCA源泉徴収税を避けるために必要な義務を果たすよう努めますが、義務を果たすことができるという保証はありません。FATCA制度の結果、ファンドにFATCA源泉徴収税が課される場合、その結果としてファンドの純資産価格は実質的に減少する可能性があります。

ケイマン諸島は、FATCAを実施するために、米国との間で（非互惠的）政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しました。ケイマン諸島はまた、英国との間で概ね同様の内容の別の政府間協定（以下「UK IGA」といいます。）（以下、US IGAと併せて「現政府間協定」といいます。）に調印しており、さらなる政府間協定（以下「追加的政府間協定」といいます。）も見込まれています。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、ファンドに代わる受託会社への支払または受託会社による口座保有者への支払に対して課されませんが、受託会社、ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUS IGA（適用ある場合）に基づく受託会社の義務に関してファンドに課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではありません。源泉徴収に服する場合、かかる源泉徴収税は、一般的に、該当する支払の30%の料率となります。

UK IGAは、US IGAと同様の要件を課しているため、受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられています。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」といいます。）に対する同様の報告体制を導入するために、追加的政府間協定を第三国との間で締結することが見込まれています。

投資者は、ファンドに投資する（または投資を継続する）ことにより、現政府間協定および追加的政府間協定の影響の可能性を以下に限定することなく認めているものとみなされます。

(a) 受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがあります。

(b) ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、アメリカ合衆国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがあります。

(c) 受託会社またはその代理人は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができます。

(d) 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かにかかわらず、対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは登録抹消を含みますがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。

(e) US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定またはこれらに基づく関連規制を遵守するために、ファンドに代わる受託会社によりまたはファンドに代わる受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果

として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとします。

したがって、投資者は自らの投資アドバイザーに相談することが推奨されます。